



会報 第十八号

二〇一二年 十月二十五日

NPO法人JDP研究会 事務所

名古屋市東区主税町二丁目三八番 主税町シティハウス803

TEL・FAX 052 (961) 9510

http://www.npojdp.org/

e-mail: npojdp@aol.com

JDP、認定NPO法人を目指す

第十一期(二〇一二年)総会で決定

十月二〇日(土)に、本法人の第十一期総会が開催されました。第十期の活動報告及び決算報告承認の後、認定NPO法人化を前提とした活動計画及び予算案が全会一致で可決されました。その後、本会が認定NPO法人を目指すことをこの場で確認していききたいという動議が提案され、これも、全会一致で可決されました。

認定NPO法人に対応した 事業計画と予算案

新年度の事業計画は、①資格認定研修事業として年三回の「いきいき心理セミナー」、②講座事業としての「心と身体のリラックスK&Oコース」と「実践報告公開講座」そして、③地域認定研修講座としました。これまであった教室事業については、本部事業から切り離し、それぞれの教室で独立して行っていたようにしたものです。これは、認定NPO法人となった場合を想定し、当面、直接法人が運営する事業を絞り込んでより充実したものとするためです。予算案では、寄附金収入の目標を四〇万円とし、その寄附金の大半を事業実施のため

認定NPO法人とは

NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものと認められたNPO法人をいいます。

つまり、認定を受けるということは、その法人に対し所轄庁(本法人にとっては名古屋市)が、活動が適正で特に公益性が高いNPO法人と認めたということです。

また、認定NPO法人に対する寄附者には、寄附金控除など税制上の措置があり、寄附を受けやすくなります。

一方、認定NPO法人は、その意味を自覚し責任のある活動を進めていく必要があります。

寄付を募ろう! 賛助会員制度の創設(理事会決定)

年度は、認定NPO法人にふさわしい組織運営及び事業展開を進めていきます。

へに使うというものになっ
ています。
こうした事
業計画と予算
案を基に、新

昼食休憩を挟んで引き続き行われた第二回理事会では、従来の賛助会員を準会員と改称し、個人

で年三千元以上、法人で年三万円以上を寄附した方を賛助会員とするものとしました。認定NPO法人の要件として、一定以上寄附金額が必ず必要となります。これは、寄附という行為が公益性を判断するため外

寄附募集の留意点

認定NPO法人となるためには、年3千円以上の寄附者数が100人以上(絶対基準)と寄付金額が総収入金額の20%以上(相対基準)のどちらかを満たす必要があります。達成できた方の基準で認定を申請することになりますので、それぞれ以下の点に注意してください。

絶対基準の寄附者数について

- ・法人役員本人と生計を一にする者は、カウントしない。
- ・寄附者本人と生計を一にする者を含めて1人となる。
- ・寄附者数の集計は年度ごとなので、同一人から違う年度に寄附を受ければ、それぞれの年度でカウントする。

相対基準の寄附金額について

- ・認定を判定する全期間中の寄附を合算する。
- ・1人からの寄附金額千円未満の場合は、算入できない。
- ・1人からの寄附金額が寄附総額の10%を越えた部分は、算入できない。

*なお、いずれの基準の場合も、寄附者の住所・氏名が明らかでないものは算入できません。

の要件は、自助努力でクリアできるものですが、寄附については多くの人のご理解と協力をいただかなければなりません。そのため賛助会員制度を活用して寄附を呼びかけていきたいと考えています。寄附していただく金額は、もちろんいくらでも良いわけですが、一定額以上の寄附者は、賛助会員として登録し、会報等をお送りします。賛助会員制度を利用して、本法人に対する多くの方の理解を得、寄附を募っていきましょう。なお、寄附を募る場合は、次の点に留意して行ってください。